

半沢 一宣 様

足立保健所  
健康推進課長 水口 都季

区内の屋外公共施設での受動喫煙防止に係る事実  
関係等に関する問い合わせに対する回答について

平成19年4月23日付のお問い合わせについて、下記のとおり回答いたします。

記

①喫煙所設置に関する事前協議の有無について

事前協議はありません。

②喫煙所設置への衛生部の関与について

喫煙所の設置は「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の制定に向け、パブリックコメントによる区民意見・区民要望の集約及び地域美化推進協議会等の協議を経て決定されたものです。衛生部は、喫煙による健康被害等の普及・啓発を通じた区民の健康づくりを推進しておりますが、本条例に基づく喫煙禁止の実効性を挙げるために決定されたものと考えております。

③バス停の禁煙告知に関する事前協議の有無について

事前協議はありません。

④健康増進法第25条の各部解釈等に関する衛生部見解について

喫煙による健康被害を防止し、区民の健康づくりを推進する衛生部の立場としては、北千住駅前の喫煙所設置は、必ずしも望ましいものではありませんが、前述のとおり禁煙特定区域における喫煙禁止の実効性を挙げるうえで有効である以上、やむを得ないものと判断いたします。

一方バス停は、喫煙者・非喫煙者に関わらず、ともにバスを待つ目的で一定時間滞在・共有しなければならない空間であります。受動喫煙による非喫煙者への健康被害のリスクや不快感も他の屋外空間と比して高まることが推察されることから、禁煙とすることには合理性があると考えます。

今後ともご理解のほど、よろしく願いたします。

足立保健所健康推進課

健康づくり担当/川村

電話：3880-5111 内線 2151

FAX：3880-5602